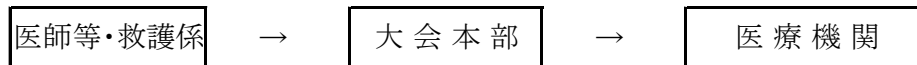
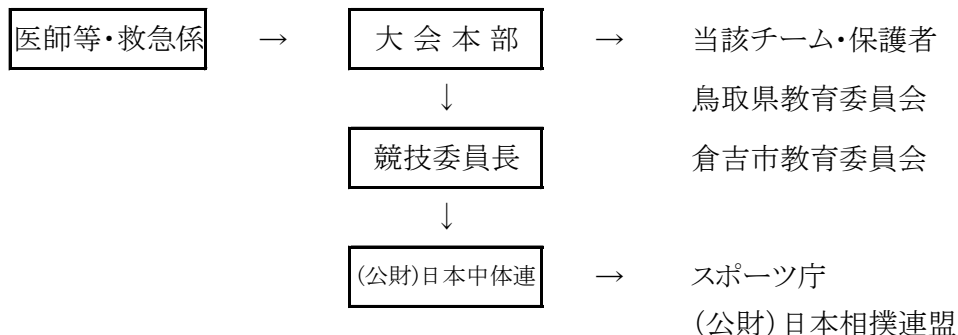


- 目的** 本要項は、令和8年度全国中学校体育大会医療・救護に関する基本方針に基づき、本大会に参加する選手・監督・コーチ・役員・補助員・視察員・報道関係及び一般参加者等の医療救護に万全を期することを目的とする。
- 方針** 実行委員会は、医師会・消防・その他関係機関および団体に対して、積極的な協力を要請するとともに、密接な連携のもとに業務を遂行する。
- 対象** 医療救護の対象は、選手・監督等・役員（視察員を含む）・報道関係者・および一般観覧者とする。
- 医療救護**
  - 実行委員会は、大会本部に医事衛生係員を配置し、競技会場（練習会場を含む）や宿舎及び救急搬送先での、救護に関する連絡調整にあたる。
  - 実行委員会による救護は、応急処置及び軽易な処置を行うものとし、必要に応じて医療機関の紹介または救急車による移送を要請する。
  - 実行委員会は応急処置及び軽易な処置に必要な、市販薬・用具を可能な範囲で配備する。
  - 担当する会場ならびに必要な場所に、必要な期間救護所を設置する。
  - 救護所の構成は、原則として医師・看護師・係員（救護係）および補助員とする。
  - 医療機関への移送及び救急車の移送については、各チームの関係者が同行し、各チームの責任において移送する。
- 暑熱対策**
  - 暑熱環境の把握のため、必要に応じてWBGT（湿球黒球温度）等を活用し、競技責任者と連携のうえ適切に対応する。
  - 給水及び休憩時間の確保に努める。
  - 重症化防止のため、迅速な初期対応及び医療機関との連携を図る。
- 感染症対策**
  - 体調不良者発生時の対応体制を整備する。
  - 感染症対策については、国及び県の最新の指針等を踏まえ、適切に対応する。
  - 必要に応じて保健所その他関係機関と連携する。
- 医療費の負担区分** 実行委員会が負担する医療に要する経費は、応急処置および軽易な治療に要した経費とし、その他の医療費については受療者が負担する。
- 連絡・報告** 事故が発生した場合は、速やかにその状況を各関係者（主催団体・責任者・保護者）に報告し、早急な連絡を取ることをとする。

(1) 緊急処置

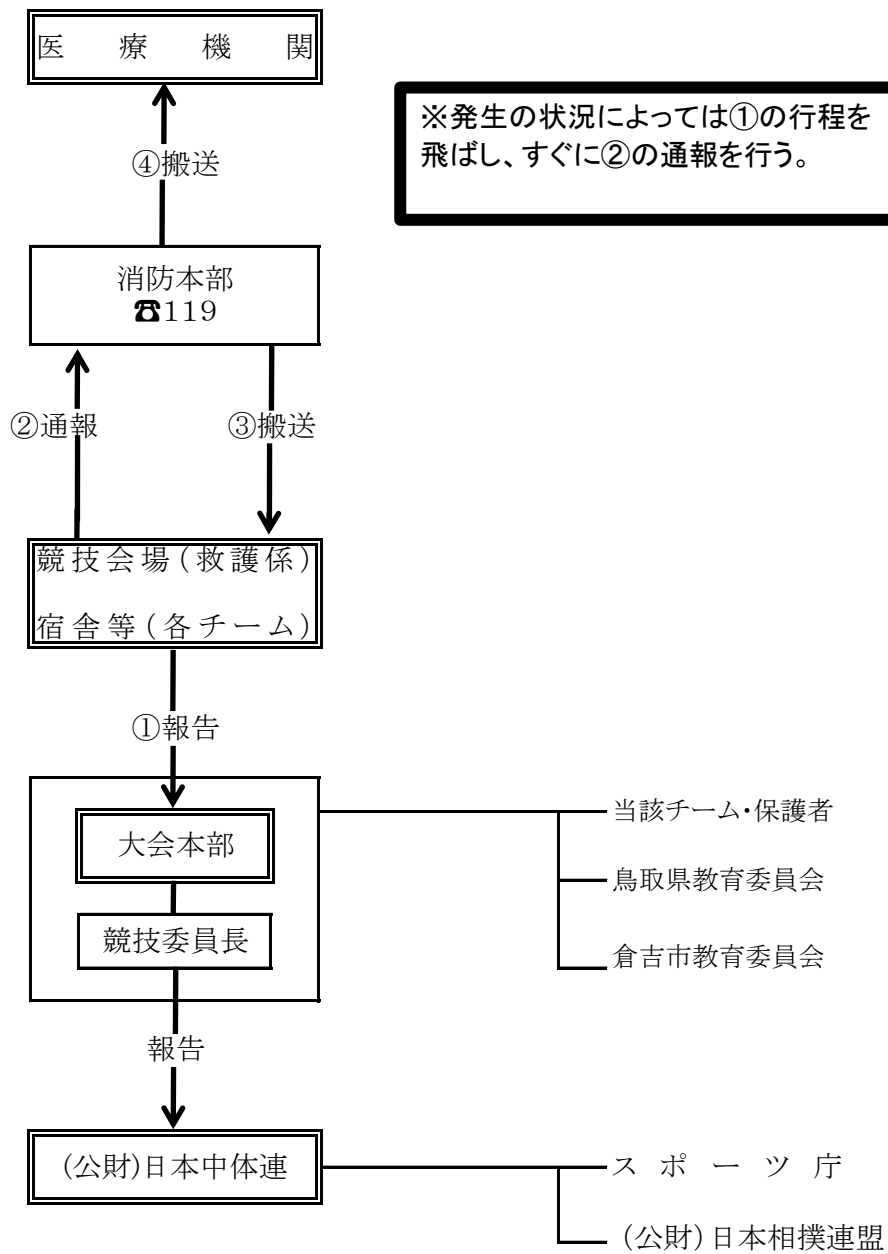


(2) 事故報告

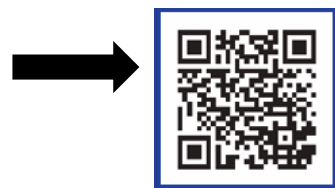


9. 対応 事故にあたっては、次のように適切かつ迅速に対応するとともに、報告・報道の窓口をひとつにして対応する。  
また、事故発生に係わる正確な報告書(別紙1号様式)を作成する。
- (1) 会場で発生した場合
    - ① 会場の救護所での対応をす
    - ② 会場の救護所に対応できないと判断した場合は、医療機関へ移送する。
    - ③ 練習会場で発生した場合は、担当救急係が医療機関の紹介または症状に応じて救急車を呼び対応する。
  - (2) 宿舎で発生した場合  
宿舎で医療機関の紹介または救急車を呼び対応する。
  - (3) 移動中に発生した場合  
各チームで症状に応じて、医療機関に連絡または救急車を呼び対応する。
  - (4) 上記(1)-③および(2)(3)のうち、医療機関に移送する場合は、各チームの関係者同行し各チームの責任において移送するとともに、状況を速やかに大会本部に連る。

10. 医療救護体制図



※急な病気、怪我等で救急車を呼ぶか、医療機関に行くか、迷ったときは  
とっとりおとな(15歳以上)救急ダイヤル(#7119) **詳しい説明はこちら**



※休日・夜間の病院を探される場合は鳥取県中部ふるさと広域連合(案内ホームページ)へ

